

国立大学法人鳴門教育大学情報公開取扱規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 4 号

改正 平成17年 3 月 1 4 日規程第 2 4 号
平成18年 3 月 2 7 日規程第 3 6 号
平成20年 3 月 1 7 日規程第 5 号
平成21年 3 月 3 1 日規程第 2 4 号
平成22年 3 月 2 4 日規程第 2 0 号
平成23年 3 月 3 1 日規程第 3 7 号
平成24年 3 月 1 9 日規程第 1 5 号
平成24年 4 月 1 6 日規程第 3 9 号
平成25年 3 月 1 5 日規程第 1 1 号
平成26年 3 月 2 4 日規程第 1 6 号
平成27年 3 月 2 4 日規程第 2 3 号
平成28年 3 月 2 8 日規程第 3 2 号
平成29年 3 月 8 日規程第 1 9 号
平成31年 3 月 1 3 日規程第 8 号
令和 元 年 7 月 2 4 日規程第 8 5 号
令和 3 年 4 月 1 日規程第 1 6 号
令和 4 年 3 月 9 日規程第 3 号
令和 6 年 1 月 2 9 日規程第 3 号
令和 7 年 3 月 2 7 日規程第 1 3 号
令和 7 年 9 月 1 0 日規程第 3 7 号
令和 8 年 3 月 1 1 日規程第 1 4 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学(以下「本学」という。)における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法律」という。)第2条第2項に規定する法人文書をいう。

2 この規程において「部等」とは、人間教育専攻、高度学校教育実践専攻(教科・総合系)、高度学校教育実践専攻(教職系)、附属図書館、教育実習総合支援センター、長期履修学生支援センター、教師のためのA I・D S研究開発センター、情報基盤センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター、セルフデザイン型学修支援センター、遠隔教育推進センター、キャリア支援センター、心身健康センター、独立行政法人教職員支援機構鳴門教育大学センター、臨床教育学研究開発機構、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校及び事務組織をいう。

(受付)

第3条 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は法人運営部総務課(以下「情報公開担当」という。)において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 本学が保有する法人文書の開示を請求する者(以下「開示請求者」という。)に対し、国立大学法人鳴門教育大学法人文書管理規程(平成23年規程第11号)第17条第1項に規定する国立大学法人鳴門教育大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者から別記様式第1号の法人文書開示請求書(以下「開示請求書」という。)を受理するとともに、第8条に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する部等に送付するものとする。

(開示等の検討)

第4条 学長は、法人文書の開示及び不開示(以下「開示等」という。)を検討するに当たって、当該法人文書を保有する部等の長に意見を求めることができる。

(開示等の決定)

第5条 学長は、法律第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。

- 2 学長は、法律第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別記様式第2号により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 3 学長は、法律第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別記様式第3号により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 4 学長は、法律第12条第1項又は第13条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、別記様式第4号により当該独立行政法人等又は行政機関の長に通知するとともに、別記様式第5号により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 5 学長は、法律第14条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別記様式第6-1号、第6-2号により当該第三者に通知しなければならない。この場合は、第三者からの意見は別記様式第7号により聴取する。
- 6 学長は、法律第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別記様式第8号により当該第三者に通知しなければならない。
- 7 学長は、開示等の決定をしたときは、別記様式第9号、別記様式第10号又は別記様式第11号により当該開示請求者に通知しなければならない。

(電磁的記録の開示の実施方法)

第6条 法第15条第1項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法については、別表中欄の開示の実施の方法の欄によるものとする。

(開示の実施)

第7条 学長は、法律第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別記様式第12号による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法律第15条第5項の規定により開示を受ける者から別記様式第13号による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 前項の規定により開示を実施するときは、別に定める開示実施手数料を徴収するものとする。

3 法人文書の開示は、原則として情報公開担当において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合又は利用者の居所等の都合により情報公開担当まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部等において実施できるものとする。

4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、情報公開担当において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(手数料等)

第8条 開示請求手数料は、開示請求に係る法人文書1件につき300円、開示実施手数料は、開示を受ける法人文書1件につき、別表左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄の定める開示実施手数料の額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この項において「基本額」という。)ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求によって行うときは、開示実施手数料については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における前項ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書にかかる基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

(2) 前号の掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、現金又は銀行等振込により納付しなければならない。

(開示実施手数料の減額等)

第9条 学長は、前条第2項の規定にかかわらず、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、第7条第1項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を別記様式第14号により提出しなければならない。

- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 第1項の規定によるもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 5 学長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別記様式第15号により当該開示を受ける者に通知しなければならない。

（移送された事案）

第10条 法律第12条第2項又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第12条第2項の規定により他の独立行政法人等又は行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

（審査請求）

- 第11条 学長は、開示等の決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該保有個人情報等を保有する部等の長の意見を求めることができる。
- 2 学長は、法律第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別記様式第16号により諮問し、別記様式第17号により法律第19条第2項に規定する者（以下「審査請求人等」という。）に通知しなければならない。
- 3 学長は、審査請求に対する裁決をしたときは、別記様式第18号により審査請求人等に通知しなければならない。

（細則）

第12条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月24日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、この規程の改正の日以後にされた開示請求について、適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条，第6条関係）

| 法人文書の種別 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 |
|---|---|---------------------------------------|
| 1 文書又は図面（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。） | イ 閲覧 | 100枚までごとにつき100円 |
| | ロ 撮影した写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル，横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧（法律第15条第1項ただし書の規定が適用される場合に限る。） | 1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額 |
| | ハ 複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付。ただし，これにより難しい場合にあつては，日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。） | 用紙1枚につき10円（A2判については40円，A1判については80円） |
| | ニ 複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付。ただし，これにより難しい場合にあつては，A1判若しくはA2判の用紙に複写したものの交付（ただし，当該文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがなく，かつ，本学がその保有する処理施設及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて，一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図面の開示を実施することができる場合に限る。以下1の項へ，ト，チにおいて同じ。） | 用紙1枚につき20円（A2判については140円，A1判については180円） |
| ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付（1の項ハ本文に定める方法により難しい場合に限 | 1枚につき120円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては520円）に12枚 | |

| | | |
|-----------------------------|--|---|
| | る。) | までごと 760 円を加えた額 |
| | へ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下 7 のへにおいて同じ。）に複写したものの交付 | 1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額 |
| | ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下 7 のトにおいて同じ。）に複写したものの交付 | 1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額 |
| 2 マイクロフィルム | イ A1 判以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧（2 の項口に定める方法により難しい場合に限る。） | 用紙 1 枚につき 10 円 |
| | ロ 専用機器により映写したものの閲覧 | 1 巻につき 290 円 |
| | ハ 日本産業規格 A 列 4 番（以下「A4 判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1 判、A2 判又は A3 判の用紙に印刷したものの交付 | 用紙 1 枚につき 80 円（A3 判については 140 円、A2 判については 370 円、A1 判については 690 円） |
| 3 写真フィルム | イ 印画紙に印画したものの閲覧 | 1 枚につき 10 円 |
| | ロ 印画紙に印画したものの交付 | 1 枚につき 30 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、430 円） |
| 4 スライド（9 の項に該当するものを除く。） | イ 専用機器により映写したものの閲覧 | 1 巻につき 390 円 |
| | ロ 印画紙に印画したものの交付 | 1 枚につき 100 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、1,300 円） |
| 5 録音テープ（9 の項に該当するものを除く。）又は録 | イ 専用機器により再生したものの聴取 | 1 巻につき 290 円 |
| | ロ 録音カセットテープ（日本産業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分 | 1 巻につき 430 円 |

| | | |
|---|---|---|
| 音ディスク | のものに限る。)に複写したものの 交付 | |
| 6 ビデオテー プ又はビデオ ディスク | イ 専用機器により再生したものの視 聴 | 1巻につき 290円 |
| | ロ ビデオカセットテープ(日本産業 規格C5581に適合する記録時間120 分のものに限る。以下同じ。)に複 写したものの交付 | 1巻につき 580円 |
| 7 電磁的記録 (5の項, 6の 項又は8の項 に該当するも のを除く。) | イ A3判以下の大きさの用紙に出力 したものの閲覧(本学がその保有す る処理施設及びプログラムにより行 うことができるものに限る。以下7 の項において同じ。) | 用紙100枚までごとにつき 200円 |
| | ロ 専用機器(開示を受ける者の閲覧 又は視聴の用に供するために備え付 けられているものに限る。)により 再生したものの閲覧又は視聴 | 1ファイルにつき 410円 |
| | ハ A3判以下の大きさの用紙に出力 したものの交付(ニに掲げる方法に 該当するものを除く。) | 用紙1枚につき 10円 |
| | ニ A3判以下の大きさの用紙にカラ ーで出力したものの交付 | 用紙1枚につき 20円 |
| | ホ 光ディスク(日本産業規格X0606 及びX6281に適合する直径120ミメ ートルの光ディスクの再生装置で再生す ることが可能なものに限る。)に複写 したものの交付 | 1枚につき 100円に1ファ イルごとに 210円を加えた 額 |
| | ヘ 光ディスク(日本産業規格X6241 に適合する直径120ミメートルの光ディ スクの再生装置で再生することが可 能なものに限る。)に複写したも の交付 | 1枚につき 120円に1ファ イルごとに 210円を加えた 額 |
| | ト 幅12.7ミメートルのオープンリール テープ(日本産業規格X6103, X6104 又はX6105に適合する長さ731.52メ ートルのものに限る。)に複写したも の交付 | 1巻につき 7,000円に1フ ァイルごとに 210円を加え た額 |
| | チ 幅12.7ミメートルの磁気テープカー トリッジ(日本産業規格X6123, X | 1巻につき 800円(日本産 業規格X6135に適合するも |

| | | |
|--|---|---|
| | 6132 若しくはX6135 又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833, 15895 若しくは 15307 に適合するものに限る。）に複写したものの交付 | のについては 2,500 円, 国際規格 14833, 15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円, 10,500 円又は 12,900 円)に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | リ 幅 8 ミリの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6141 若しくは X6142 又は国際規格 15757 に適合するものに限る。）に複写したものの交付 | 1 巻につき 1,800 円（日本産業規格 X6142 に適合するものについては 2,600 円, 国際規格 15757 に適合するものについては 3,200 円)に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | ヌ 幅 3.81 ミリの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6127, X6129, X6130 又はX6137 に適合するものに限る。）に複写したものの交付 | 1 巻につき 590 円（日本産業規格 X6129, X6130 又は X6137 に適合するものについては, それぞれ 800 円, 1,300 円又は 1,750 円)に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| 8 映画フィルム | イ 専用機器により映写したものの視聴 | 1 巻につき 390 円 |
| | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 6,800 円（16 ミリ映画フィルムについては 13,000 円, 35 ミリ映画フィルムについては 10,100 円)に記録時間 10 分までごとに 2,750 円（16 ミリ映画フィルムについては 3,200 円, 35 ミリ映画フィルムについては 2,650 円)を加えた額 |
| 9 スライド及び録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録 | イ 専用機器により再生したものの視聴 | 1 巻につき 680 円 |
| | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 5,200 円(スライド 20 枚を超える場合にあっては, 5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた |

| | | |
|---|--|----|
| した録音テープを同時に視聴する場合に限る。) | | 額) |
| 備考 1の項ハ若しくはニ, 2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において, 両面印刷の用紙を用いるときは, 片面を1枚として額を算定する。 | | |